

規制シート

(別紙1)

200197001370002

平成27年7月23日

規制の名称	情報処理センターへの報告期限	所管府省	環境省
根拠法令等	廃棄物処理法施行規則第8条の34	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業 廃棄物課 課長 角倉 一郎
規制目的	廃棄物の適正な処理により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること。		
規制内容の概要	運搬、処分受託者は、排出事業者から電子マニフェストによる報告を求められた場合は、当該報告に係る産業廃棄物の運搬又は処分を終了したときは、電子マニフェストにより、運搬又は処分が終了した日から三日以内に情報処理センターにその旨報告しなければならない。	関連する予 算	-
規制の最近の改 廃経緯	-	関連する政 策評価結果	-
規制を維持、改革 又は新設する理 由	<p>廃棄物処理法上、排出事業者は委託した産業廃棄物の処理が適正になされたことを委託業者から迅速に確認する必要がある。紙マニフェストの場合、遠隔地等の場合のマニフェストの郵送期間を考慮し、運搬、処分終了報告をさせて確認することとしている期間を10日以内としているが、電子マニフェストの場合、郵送作業等が必要ではなく、運搬、処分終了当日にシステム上で排出事業者に報告することも可能であるため、最大3日以内と規定しているところである。</p> <p>廃棄物の運搬、処分終了後にシステム上への報告を3日間猶予しているが、報告されるまでは廃棄物の情報がマニフェスト上に表れず、廃棄物の所在が曖昧な状況下にある。このため、長期休暇等を直前に控えている状況であるとしても、報告期限をさらに延長することは困難だが、現場にて運搬・処分を終了した場合に迅速にシステム上で報告作業ができるよう、平成26年度にスマートフォンやタブレット端末等を使用して現場から報告できるシステムに改良しているところであり、実際の運用面で対応できるよう配慮してまいりたい。</p>	規制の維 持、改革又 は新設の別	規制の維持
(規制を改革する 場合の改革の方 向性)	-		
見直し条項	-		
次の見直し時期	-		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>